【第３号物件】

入札案内書
第３号物件

熊本県天草広域本部総務部総務振興課

℡　０９６９－２２－４２１９

一 般 競 争 入 札 の ご 案 内

◇　どなたでも参加できます
　個人、法人、複数人(共有名義)いずれの方でも参加できます。

◇　実際に入札に参加するには？
　◎事前に提出いただく書類
　　令和７年８月１４日（木）の午後５時までに次の書類を提出していただきます。
　　①　入札参加申込書（１号様式）
　　②　印鑑（登録）証明書※原本
　　③　誓約書（２号様式）
　◎入札当日に必要な書類等
＜本人が参加する場合＞
　　①　入札保証金（封筒等に封かんした状態のまま、入札前にお預かりします。）
　　（※契約希望金額の５％以上の現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手をお預かりします。たとえば１０５万円で契約したいと希望されれば５２，５００円以上の入札保証金をとなります。）
　　②　入札書（３号様式）
　　③　印鑑（事前に提出いただいている印鑑（登録）証明書の印鑑）
＜代理人が参加する場合＞
　　①　入札保証金（※「本人が参加する場合」の①入札保証金を参照）
　　②　委任状（４号様式）
　　③　入札書（３号様式）
　　④　印鑑（委任状に押印された代理人の印鑑）

◇　入札の手続きは次のとおりです。
　①　入札書に物件の購入希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記入し、入札保証金を事前に提出したうえで、入札箱に入札していただきます。（たとえば１１０万円で購入したいと希望されれば、入札書には１００万円と記入してください。）
　②　入札後、直ちに開札し落札者を決定します。
　③　落札者は、予定価格以上の価格で最も高額で有効な入札書を提出された方となります。

◇　留意事項
　①　物件の確認
　　原則として現地説明会は行いません。物件については、県のホームページによりご確認ください。
　②　入札の実施方法
　　入札は、この案内書の「一般競争入札参加要領」のとおり実施しますので、別途掲載しています「入札公告」と併せて事前によくお読みください。
　③　売買契約の締結
　　落札された方は令和７年９月４日（木）までに県と売買契約を締結していただきます。契約締結時までに、契約額の１０％以上の契約保証金を納付していただきます。なお、落札者が法人の場合は、法人登記簿の現在事項証明書の原本を提出していただきます。
　④　その他
　　入札手続き等で不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

入札に関すること：熊本県天草広域本部総務部総務振興課
TEL　０９６９－２２－４２１９

物件に関すること：熊本県天草広域本部土木部工務第一課
TEL　０９６９－２２－４６４０

〈第3号物件入札による売買の流れ〉

① 入札の公告
令和７年７月２９日（火）

①入札の公告
・熊本県公報により公告
・熊本県天草広域本部ホームページに「入札公告」及び「入札案内書」を掲載します。

↓

② 資料の配付等
令和７年７月２９日（火）から
令和７年８月１４日（木）まで
午前９時～午後５時

②問合せ者への資料の配付
・資料は、ホームページに掲載している「入札公告」及び「入札案内書」です。ダウンロードが不可能な方や希望者へ配付します。

↓

③ 申込受付期間
（総務振興課まで郵送又は持参にて提出）
令和７年８月１４日(木)
午後５時まで必着
※郵送の場合は余裕を持って提出してください

③入札参加申込み（事前申請）
・入札参加申込書（１号様式）
・印鑑登録証明書（原本）
・誓約書（２号様式）
提出先：〒863-0013　天草市今釜新町３５３０
熊本県天草広域本部総務振興課

↓

④ 入　札
令和７年８月２０日(水)
午前１１時００分
天草広域本部２階大会議室

④入札（当日）
・入札書（３号様式）
・印鑑（印鑑登録証明書の印鑑）
・委任状（４号様式）（代理の場合）
・入札保証金(契約希望金額の５%以上の現金又は銀行振出小切手)を封筒等に封かんのうえ、持参してください。

↓

⑤ 開札、落札者決定

⑤開札、落札者決定
・入札締切後、入札者の面前で開札し落札者を決定します。

↓

⑥ 契約締結
令和７年９月４日(木）まで

⑥契約締結
・契約書
・契約保証金(契約額の10%以上。入札保証金を契約保証金に充当する場合はその差額。)
※納付確認のため領収書の写しを提出してください。
・法人登記簿の現在事項証明書（落札者が法人の場合）

↓

⑦ 売買代金の支払
令和７年９月１１日(木）まで

⑦売買代金の支払
県が発行する納入通知書でお支払いください。
契約保証金を売買代金に充当する場合はその差額分の納入通知書を発行します。

↓

⑧ 鋼材の搬出及び計量
令和７年１１月２８日（金）まで

⑧鋼材の搬出及び計量
代金支払い後搬出してください。その際県が指定する計量所において計量を行ってください。
費用は落札者の負担です。

↓

⑨ 変更契約
令和７年１２月１２日（金）まで

⑨変更契約
計量された結果により契約金額の変更契約を行います。
契約金額×計量重量/1363.4ﾄﾝ＝変更契約金額

↓

⑩ 変更契約に伴う追納又は戻出
令和７年１２月２４日（水）まで

⑩変更契約に伴う追納又は戻出
不足分がある場合、県が発行する納入通知書で支払ってください。過納の場合、落札者が指定する銀行口座に振り込みます。

[第3号物件]

物件調書

引渡場所	本渡港　天草市東町 大浦ヤード　天草市有明町
取扱重量	1363．4t
現場条件	①大型機械(車両)搬入可能 ②作業時間の制約なし(関係機関協議による) ③大浦ヤード(熊本方面)は熊本天草幹線道路の路肩規制が生じるため、交通管理者との協議が必要
指定計量所	公認計量証明事業所に限る

位置図

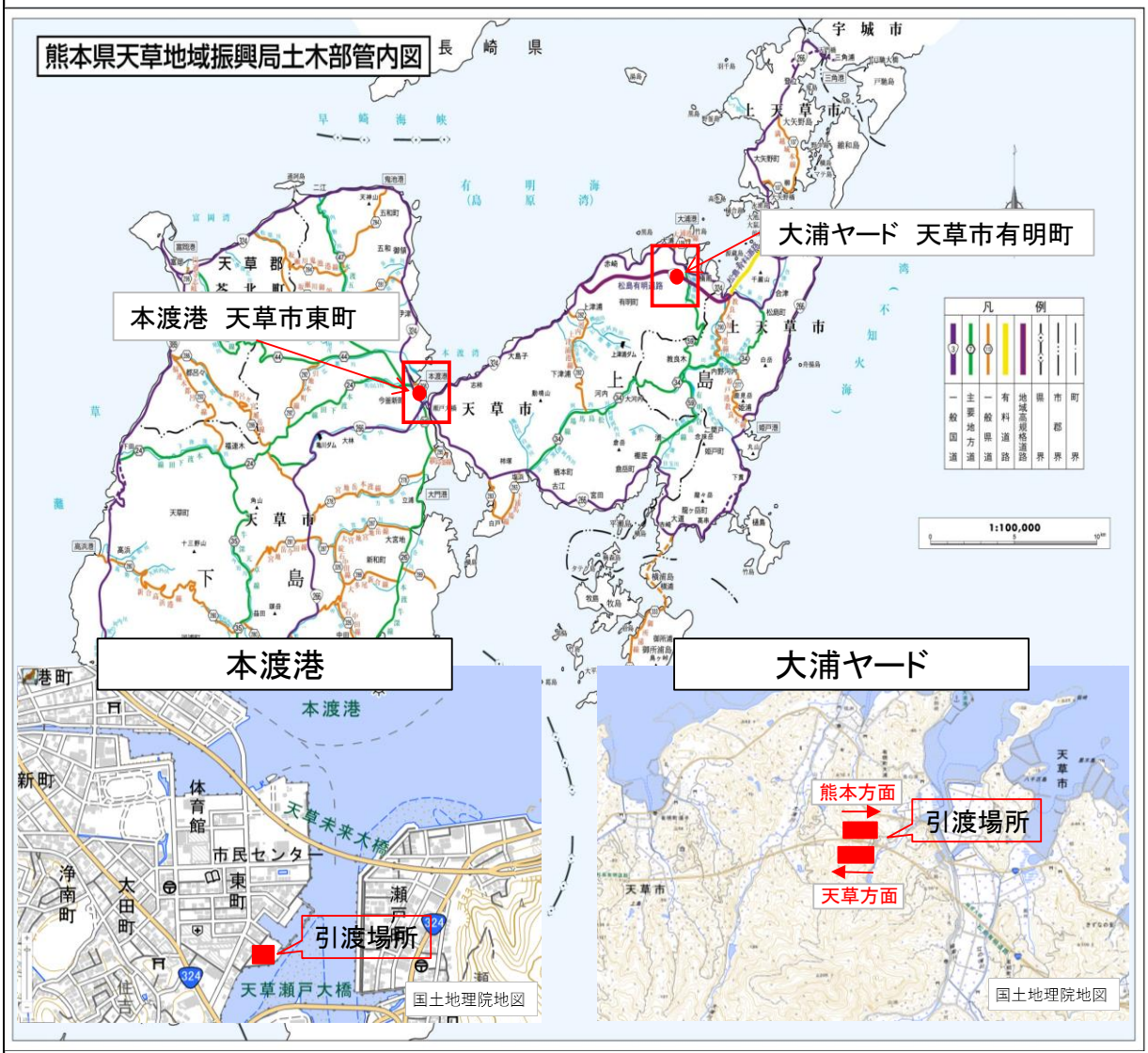

参考事項

*価格には、鋼材加工費用、積込み費用、運搬費用、軽量費用等の経費を含むものとします。
*取扱い重量は、概算重量であり、実際の運搬重量に応じて、契約金額の増減があります。
その場合、変更契約を行います。
＊資材搬出後、仮置き場の片づけの徹底をお願いします。

一般競争入札参加要領

熊本県天草広域本部

【第３号物件】

熊本県が行う物品の一般競争入札に参加される方は、次の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

１　次のいずれかに該当する方は、この入札に参加できません。

（１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（２）破産者で復権を得ない者

（３）次のいずれかに該当する事実があった後、２年を経過してない者

①　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約をしなかった者

⑥　①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（４）次のいずれかに該当するものとして熊本県警察本部（以下「熊本県警」という。）から排除要請があった者（入札参加申込書の提出後、熊本県警に確認を行うことがあります。）

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

②　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③　法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

④　入札物件を暴力団又はこれに類するものの用に供しようとする者

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者

（７）熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）による指名停止期間中の者

2　入札及び開札の時間、場所は次のとおりです。

入札日時	令和７年８月２０日（水）　午前１１時００分
開札時間	入札締切後即時
入札場所	天草市今釜新町３５３０　熊本県天草広域本部２階大会議室

3　入札者は「物件調書」及び「写真」等の書類で確認のうえ入札してください。原則として現地説明会は行いません。

4　入札参加に必要な書類等は、次のとおりです。

入札参加希望者は、下記①のア、イ、ウの書類を提出期限までに、下記提出先に持参又は郵送で提出してください。郵送の場合も期限までに必着です。

提出された書類に不備があり、提出期限までに不備が解消できない場合は入札に参加できません。

なお、提出された書類は返還できませんので御了承ください。

①事前に提出が必要な書類

ア　入札参加申込書（別紙１号様式）※契約予定者名で申し込み、押印してください。

イ　入札資格を証する書類

・個人の場合　印鑑証明書　※入札公告日以降に発行された原本を提出してください。

・法人の場合　法人の印鑑証明書　※入札公告日以降に発行された原本を提出してください。

ウ　誓約書（別紙２号様式）

提出期限　：　令和７年８月１４日（木）午後５時必着

提 出 先　：　〒863-0013　天草市今釜新町３５３０

熊本県天草広域本部総務部総務振興課

②当日持参するもの

ア　入札書（別紙３号様式）

イ　印鑑（印鑑(登録)証明書の印鑑、又は代理人の印鑑）

ウ　委任状（別紙４号様式）（代理人が参加する場合）

なお、委任状のない場合は、入札が無効になりますのでご注意ください。

エ　入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の１００分の５以上に相当する金額で、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手に限ります。契約担当者が確実と認める金融機関とは、熊本（４３０１）手形交換所加盟金融機関のことです。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属します。即時再度入札に備え、余裕を持った金額をご準備ください。

5　入札保証金は、入札者名を記載した封筒等に封かんしたものを「預り書」と引き換えに封かんのままお預かりします。落札者決定後、落札された方以外の入札保証金は「預り書」と引換えにお返しいたします。なお、入札保証金の金額については、再度の入札があることを考慮したうえで納付してください。入札保証金が不足している場合は、入札が無効になります。

6　入札回数は２回を限度とします。

7　郵送による入札はできません。

8　入札書（別紙３号様式）は黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に二重線を引き押印してください。ただし、入札金額の訂正は認めません。

代理人が入札する場合は、入札書に委任状を添えて入札箱に投函してください。

また、代理人が入札する場合の入札書への記載内容は、本人でなく、代理人の記名・押印になりますので御注意ください。

9　入札者は、その理由のいかんに関わらず、提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。

10　天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の入札参加に伴う損害は、各入札者の負担とします。

11　開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。

12　開札し落札者が決定したときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。

13　次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

（１）遅刻者

（２）１に定める事項のいずれかに該当する者

（３）４に定める必要書類を提出していない者

（４）その他入札の執行者の指示に従わなかった者

14　次のいずれかに該当する入札は無効とします。

（１）　入札に参加する資格のない者のした入札

（２）　委任状を提出しない代理人のした入札

（３）　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供しない者のした入札

（４）　記名押印を欠く入札

（５）　金額を訂正した入札

（６）　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（７）　明らかに連合によると認められる入札

（８）　同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（９）　二以上の意思表示をした入札

(10)　記載事項を訂正し、これに押印のないもの

(11)　郵送等による入札

(12)　(1)から(11)までに定めるもののほか、県が指定した条件に違反した入札

15　落札者は、県が前もって設定した予定価格以上で最高の価格をもって、有効な入札をした者とします。

16　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

　この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない熊本県職員に引かせます。

17　落札決定後に、物件に隠れた瑕疵（かし）が見つかっても、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の拒否はできません。

18　落札者は、令和７年９月４日（木）までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金（入札保証金を契約保証金に充当される場合はその差額）を熊本県に納付し、落札者が法人の場合は、納付と併せて法人登記簿の現在事項証明書（入札公告日以降発行の原本）を提出してください。

19　契約の締結は、県が定めた売買契約書により、令和７年９月４日（木）までに行うこととなります。期限までに契約保証金の納付がない場合、又は契約締結の期限までに契約に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金又は契約保証金は熊本県に帰属することとなります。

20　現物と売買物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

21　物件の所有権移転の前に、この入札及び落札にかかる権利義務を第三者に譲渡することはできません。

22　売買代金の納入期限は、令和７年９月１１日（木）となります。落札者が納入期限までに売買代金を支払わない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納入した契約保証金は熊本県に帰属することになります。

23　鋼材の搬出は代金納入後とします。その際、県が指定する計量所において県職員立合のもと鋼材を計量しなければなりません。計量に要する経費は落札者の負担とします。

　なお重量に変更があった場合は、下記により売買代金の変更を行うものとします。

　変更契約額＝当初契約額×実測重量÷１３６３．４ｔ

24　23に定める変更契約により金額に不足分がある場合は、県が発行する納入通知書に従い納付するものとします。また過納となった場合は、落札者が指定する銀行口座に振り込むものとします。

25　入札保証金、契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

26　この契約に要する費用、鋼材の搬出に要する費用、23に定める計量に要する費用等は、落札者の負担とします。

27　この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県会計規則及び県の指示によることとします。

第３号物件　売買契約書

売主熊本県（以下「甲」という。）と買主　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり第３号物件　鋼材の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（売買物件及び代金）

第２条　甲は、末尾記載の発生鋼材（以下「売買物件」という。）を金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）で乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

（売買代金の支払い）

第３条　乙は、前条に定める売買代金（以下「売買代金」という。）を、甲の発行する納入通知書により令和７年９月１１日までに、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

２　乙は、この契約を締結するときに、この履行を確保するために契約保証金として、金　　円（売買代金の１００分の１０以上）を甲に納付しなければならない。

３　第２項の契約保証金には、利息を付さない。

４　第２項の契約保証金は、支払代金の完納時に売買代金に充当することができる。

（遅延利息）

第４条　乙は、前条第１項に定める期日までに売買代金を納入しなかったときは、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（売買代金等未納の場合）

第５条　甲は、乙が第３条第１項及び前条に定める債務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合、第３条第２項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

２　第３条第２項の契約保証金は、第１５条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（所有権の移転と物件の引渡し）

第６条　売買物件の所有権は、乙が第２条に定める売買代金を完納したときに乙に移転するものとし、同時に甲は、現状有姿のまま当該物件を乙に引き渡すものとする。

（売買物件の搬出）

第７条　乙は前条により所有権の移転後、令和７年１１月２８日までに物件を搬出するものとする。

２　前項の搬出の際、甲が指定する計量所において、県職員の立合のもと計量するものとする。計量にかかる費用は乙の負担とする。

（変更契約）
第８条　前条第２項に定める計量を行った結果、仕様書に定める数量と差がある場合、次の式により契約金額の変更契約を行うものとする。
変更契約額＝当初契約額×実測重量÷１３６３．４t
２　前項の変更契約により売買代金に不足が生じた場合、乙は令和７年１２月２４日までに甲が発行する納入通知書により不足した売買代金を納入しなければならない。
３　第１項の変更契約により売買代金に過納が生じた場合、甲は令和７年１２月２４日までに乙が指定する銀行口座に過納となった売買代金を返還するものとする。

（かし担保）
第９条　乙は、この契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

（危険負担）
第１０条　乙は、この契約締結の日以後、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免及び損害賠償を請求することができない。

（報告及び調査）
第１１条　甲は、この契約の期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
２　乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

（契約の解除）
第１２条　甲は、乙が第３条第１項及び第４条に定める義務を除くほか、この契約に違反したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（解除権行使時の返還金等）
第１３条　甲は、第５条又は前条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定めるところにより処理する。
（１）乙が支払った売買代金は返還する。ただし、当該返還金には利息を付けない。
（２）第３条第２項に定める契約保証金の額に相当する金額は、返還しない。
（３）乙の負担した契約の費用は返還しない。
（４）乙が支払った遅延利息、違約金及び乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（乙の原状回復義務）
第１４条　乙は、甲が第１２条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、物件を乙の費用で原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（損害賠償）
第１５条　第１２条の規定による契約の解除により、乙に損害が生じても、乙は、甲に対して賠償を請求しないものとし、甲に損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）
第１６条　甲は、第１３条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）
第１７条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（甲の解除権）【乙が法人である場合】
第１８条　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。
（１）乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。
（２）乙がこの契約の解除を申し出たとき。
（３）乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
（４）乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。
（５）次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
ア　乙が熊本県暴力団排除条例（平成２２年第５２号。以下この号において「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
イ　乙の役員又は使用人（条例第２条第４号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年第７７号。以下このおいて「法」という。）第２条２号に規定する暴力団をいう。以下このおいて同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
ウ　乙の役員又は使用人が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第２条第６号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないときを除き、甲に委託料の１００分の１０に相当する金額を違約金として支払うものとする。
３　前項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（甲の解除権）【乙が個人である場合】
第１８条　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。
（１）乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。
（２）乙がこの契約の解除を申し出たとき。
（３）乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
（４）乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。
（５）次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
ア　乙が熊本県暴力団排除条例（平成２２年第５２号。以下この号において「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
イ　乙又は乙の使用人（条例第２条第４号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年第７７号。以下このおいて「法」という。）第２条２号に規定する暴力団をいう。以下このおいて同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
ウ　乙又は乙の使用人が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第２条第６号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないときを除き、甲に委託料の１００分の１０に相当する金額を違約金として支払うものとする。

３　前項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第１９条　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（賠償の予約）

第２０条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の１００分の２０に相当する金額を支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第１項第３号に該当する場合のうち、乙に対する刑法第１９８条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第１８条第２項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（関係法令の遵守）

第２１条　乙はこの契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第２２条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　熊　本　県
代表者　熊本県知事　木 村 敬

乙

物件の表示

物　件：第３号物件　鋼材
数　量：１３６３．４t
所在地：天草市東町　地内（本渡港）
天草市有明町　地内（大浦ヤード）

第３号物件　鋼材の売買変更契約書

令和　　年 月　日付けで甲　熊本県と乙　　との間に締結した　第３号物件　鋼材の売買契約（以下「原契約」という。）第８条の規定により次のとおり変更する。

原契約末尾の物件数量　1363.４ｔを　　ｔに改める。

物件数量の変更に伴い売買代金を　　円に改める。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　熊　本　県
代表者　熊本県知事　木　村　敬

乙

別紙１号様式

物品一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

熊本県知事　　木　村　敬　　様

申込人　住　　所

ふりがな
氏　　名　　印

電話番号

令和７年８月２０日に実施される下記物品の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物　件：第３号物件　鋼材
数　量：１３６３．４ｔ
所在地：天草市東町　地内（本渡港）
　　天草市有明町　地内（大浦ヤード）

（注）
１　申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。

２　印鑑(登録)証明書（入札公告日以降に発行された原本）を添付してください。

別紙２号様式

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

熊本県知事　木　村　敬　様

申込人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私（法人の場合は商号）は、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

（注）
１　申込人欄は、契約予定者名で記入し、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。

別紙３号様式

入　札　書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

物　件：第３号物件　鋼材
数　量：１３６３．４ｔ
所在地：天草市東町　地内（本渡港）
　　天草市有明町　地内（大浦ヤード）

一般競争入札参加要領記載の事項及び売買契約書の約定を承知のうえ入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者（委任者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人（受任者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

熊本県知事　　木　村　敬　　様

（注）　１　入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「￥」マークを記入してください。
　　２　入札金額は、購入希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入してください。
　　３　入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印（印鑑登録済みの印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
　　４　代理人が入札する場合は、代理人は、入札者（委任者）の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入（押印不要）したうえ、代理人の住所・氏名を記入し、代理人が押印(委任状に押印した印鑑）してください。

別紙４号様式

委　　任　　状

代理人（受任者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふり　　がな
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、令和7年8月20日に実施される下記県有物品の一般競争入札に関すること及び付帯する一切の権限を委任します。

記

物　件：第３号物件　鋼材
数　量：１３６３．４ｔ
所在地：天草市東町　地内（本渡港）
　　天草市有明町　地内（大浦ヤード）

令和　　年　　月　　日

入札者（委任者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふり　　がな
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

熊本県知事　　木　村　敬　　様

（注）入札者（委任者）の印鑑は、事前に提出済みの印鑑（登録）証明書の印鑑を使用してください。

入札日に持参する書類等チェックリスト

入　札 参加者	当日会場に 来られる方	持 参 す る 書 類 等
個人の場合	本　人	□　印鑑（事前提出の印鑑登録証明書の印鑑） □　入札保証金（契約希望金額の5%以上に相当する現金 若しくは銀行が振り出し又は支払い保証した小切手） □　入札書（３号様式）
	代理人	□　代理人の印鑑（委任状の受任者印として押印済みの印鑑） □　入札保証金（契約希望金額の5%以上に相当する現金 若しくは銀行が振り出し又は支払い保証した小切手） □　入札書（３号様式） □　委任状（４号様式）
法人の場合	代表権を 有する者	□　法人の印鑑（事前提出の印鑑登録証明書の印鑑） □　入札保証金（契約希望金額の5%以上に相当する現金 若しくは銀行が振り出し又は支払い保証した小切手） □　入札書（３号様式）
	代理人	□　代理人の印鑑（委任状の受任者印として押印済みの印鑑） □　入札保証金（契約希望金額の5%以上に相当する現金 若しくは銀行が振り出し又は支払い保証した小切手） □　入札書（３号様式） □　委任状（４号様式）

（注）入札保証金は、再度の入札があることを考慮したうえで納付してください。入札保証金が不足している場合は入札が無効になります。
提出された書類は返還いたしませんのでご了承願います。